

令和4年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和4年4月1日から令和4年7月1日まで)

こ ども 部
農 林 部
会 計 課
議 会 事 務 局

令和4年7月1日提出

郡山市監査委員

4 郡 監 査 第 352 号
令 和 4 年 7 月 1 日

郡 山 市 議 会 議 長
郡 山 市 長

郡山市監査委員	藤 橋 桂 市
郡山市監査委員	橋 本 勉
郡山市監査委員	久 野 三 男
郡山市監査委員	栗 原 晃

令 和 4 年 度 第 1 回 定 期 監 査 の 結 果 に 関 する 報 告 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 1 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 定 期 監 査 を 行 っ た の で 、
同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 そ の 結 果 に 関 する 報 告 を 次 の と お り 提 出 す る 。

令和4年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4

令和4年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和3年12月1日から令和4年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア こども部

こども政策課 こども家庭支援課 元気な遊びのひろば 郡山市母子・父子福祉センター

保育課

保育所

(25か所のうち13か所を抽出)

芳賀保育所

開成保育所

永盛保育所

富久山保育所

熱海保育所

柳橋保育所

日和田保育所

桃見台保育所

御代田保育所

鶴見坦保育所

柴宮保育所

富田保育所

香久池保育所

イ 農林部

農業政策課

園芸畜産振興課

園芸振興センター

農地課

林業振興課

総合地方卸売市場管理事務所

ウ 会計課

エ 議会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和4年4月1日から令和4年7月1日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和4年7月1日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

出納員等の報告に適切でないものがあった。

出納員となる者は、郡山市財務規則第 95 条の 2 の規定により、当該課等に属する出納員等について、出納員等報告書により会計管理者及び市長に報告しなければならないが、出納員等の報告に適切でないものがあった。

ア 出納員等の報告を規定された者でない者が行っていたもの
保育課

イ 出納員等の報告が漏れていたもの
総合地方卸売市場管理事務所

2 支出事務について

(1) 支出一般

ア 研修負担金を職員が立て替えて支払っているものがあった。

地方自治法第 232 条の 5 第 2 項の規定により、普通地方公共団体の支出は、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってすることができるとされているが、これらによらず、私費での立替払により研修負担金の支出をしているものがあった。

こども家庭支援課

イ 消耗品の購入において、金額に誤りのある見積書、納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。

支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたとときに支出命令をするものであるが、金額に誤りのある見積書、納品書及び請求書を受領し、過大に支出命令をしているものがあった。

元気な遊びのひろば

ウ 賄材料の購入において、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。

支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたとときに支出命令をするものであるが、金額に誤りのある納品書及び請求書を受領し、過大に支出命令をしているものがあった。

永盛保育所

エ 消耗品等の購入において、支払いをしていないものがあった。

支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに支出命令を出納機関に対して発しなければならないが、書類不備のため、出納機関（会計課）より返付となっていたにも関わらず、その後、支出事務をしていないものがあった。

香久池保育所

(2) 補助金等交付事務

補助金の額の確定事務に適切でないものがあった。

補助金の額の確定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第 15 条第 1 項の規定により、実績報告に係る書類等を審査し、当該補助事業等の成果が交付決定の内容に適合すると認める場合に行うが、事業内容が変更になったにも関わらず、補助事業等内容変更等承認申請書の提出を求めずに額を確定しているものがあった。

こども政策課

3 契約事務について

(1) 契約締結事務

ア 変更契約書を作成していないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第 20 条第 2 項の規定により、約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならないが、契約相手方との協議のみで、変更契約書を作成していなかった。

また、事前に費用の再積算を行い、契約金額の妥当性を検討した上で契約相手方と協議すべきものであるが、これを行っていなかった。

園芸畜産振興課

イ 内容に誤りのある積算書を作成し、契約を締結しているものがあった。

郡山市契約規則第 39 条の 3 第 1 項に掲げるもの以外の契約については、書面による予定価格の積算をしなければならないが、内容に誤りのある積算書を作成し、契約を締結しているものがあった。

会計課